

平成 26 年度の個別労働紛争解決制度の利用状況

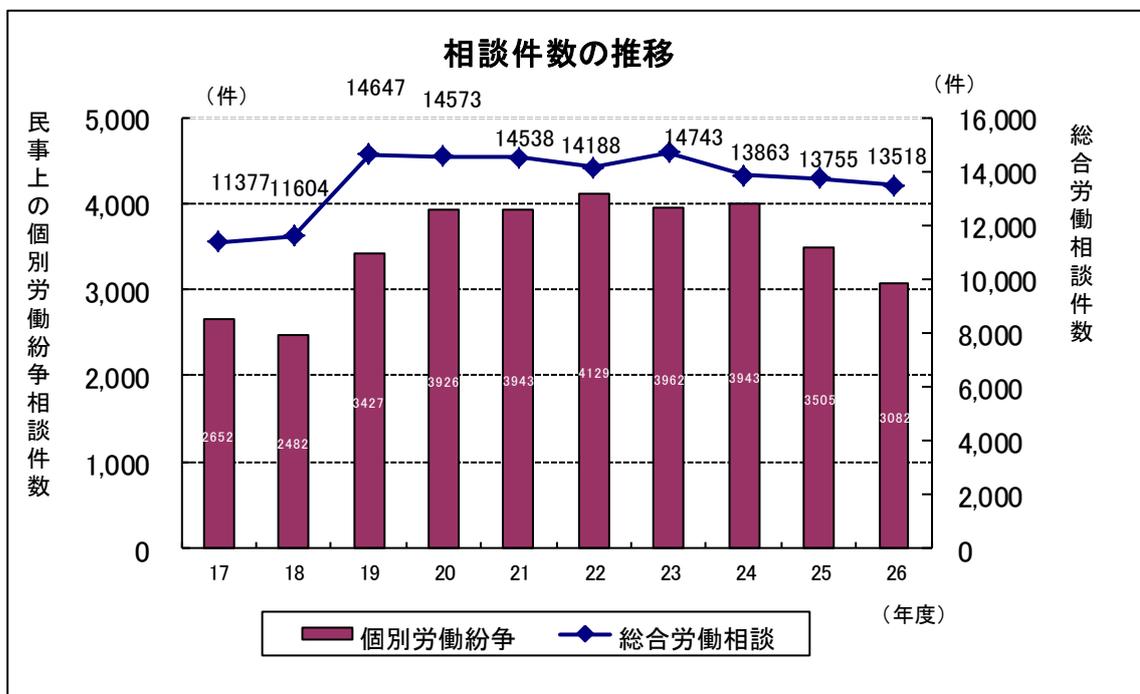
三重労働局

1 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数

三重労働局では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、県内 7 箇所に総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成 26 年度の 1 年間に寄せられた相談は 13, 518 件であり、高止まりの傾向となった。

このうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（労働関係法令上の違反を伴うものを除く。）は 3, 082 件と減少した。



(2) 相談内容

民事上の個別労働紛争に関する相談内容を件数の多い順にみると、

- | | | |
|------------|---------|----------|
| ① いじめ・嫌がらせ | 6 8 5 件 | (17.9%) |
| ② 自己都合退職 | 4 8 0 件 | (12.6%) |
| ③ 退職勧奨 | 3 2 7 件 | (8.6%) |
| ④ 解雇 | 3 1 5 件 | (8.2%) |
| ⑤ 労働条件引下げ | 2 8 7 件 | (7.5%) |

であった。

※1 回の相談時に異なる事項があれば重複計上している。助言・指導、あっせんについても同じ。カッコ内は相談に占める割合。

主要相談内容の推移

	解雇	いじめ・嫌がらせ	退職勧奨	労働条件の引き下げ	雇止め	自己都合退職
平成 18 年度	458	407	273	239	90	208
平成 19 年度	617	770	358	416	106	297
平成 20 年度	880	629	335	573	247	329
平成 21 年度	916	663	367	543	183	326
平成 22 年度	805	779	424	502	237	432
平成 23 年度	690	739	403	534	149	440
平成 24 年度	552	904	367	428	151	485
平成 25 年度	409	869	318	312	116	480
平成 26 年度	315	685	327	287	95	480

2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

上記 1 の民事上の個別労働紛争の相談事案のうち、当事者間で紛争の自主的な解決に至らなかった事案については、個別労働紛争の解決を図るための裁判外紛争処理制度として、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん制度を運用している。

(1) 三重労働局長による助言・指導の状況

①助言・指導の申出受付件数

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全国	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	6,652	7,592	7,778	7,692
三重	30	42	50	104	94	115	144	155	170

年度	23	24	25	26
全国	9,590	10,363	10,024	9,465
三重	174	173	147	144

② 助言・指導申出の内容（内容に占める割合）

助言・指導申出の内容をみると、いじめ・嫌がらせに関するものが 37 件（20.1%）と最も多く、次いで、解雇（普通・整理・懲戒）12 件（7.3%）、配置転換 12 件（7.3%）となっている。

(2) 三重紛争調整委員会によるあっせんの状況

① あっせん受理件数

平成 26 年度において、三重紛争調整委員会によるあっせん申請を受理したものは 38 件であった。

前年度からの繰越分を含めて、平成 26 年度にあっせんの手続を終了したものは 41 件で、このうち合意成立は 18 件、あっせんで合意しなかった等

で打切りをしたものは18件、申請したが取下げたものは4件、制度対象外が1件である。

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全国	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	7,146	8,457	7,821	6,851
三重	50	69	112	90	96	106	122	115	127

年度	23	24	25	26
全国	6,510	6,047	5,712	5,008
三重	98	82	49	38

② あっせん申請事案の主な内容（内容に占める割合）

平成26年度に受理したあっせん事案についての内容をみると解雇（普通・整理・懲戒）11件（27.5%）、次いでいじめ・嫌がらせに関するものが8件（20.0%）、配置転換4件（10.0%）退職勧奨4件（10.0%）となっている。

（3）具体的事例

助言・指導、あっせんの具体的な事例は別紙のとおりである。

相談窓口	所在地	電話番号
三重労働局 総合労働相談コーナー	津市島崎町 327-2 (三重労働局総務部企画室内)	059-226-2110
四日市 総合労働相談コーナー	四日市市新正 2-5-23 (四日市労働基準監督署内)	059-351-1661
松阪 総合労働相談コーナー	松阪市高町 493-6 (松阪労働基準監督署内)	0598-51-0015
津 総合労働相談コーナー	津市島崎町 327-2 (津労働基準監督署内)	059-227-1282
伊勢 総合労働相談コーナー	伊勢市船江 1-12-16 (伊勢労働基準監督署内)	0596-28-2164
伊賀 総合労働相談コーナー	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 (伊賀労働基準監督署内)	0595-21-0802
熊野 総合労働相談コーナー	熊野市井戸町 672-3 (熊野労働基準監督署内)	0597-85-2277

別紙

1 助言・指導申出・処理事案

○いじめ・嫌がらせ

申出人は、正社員で在職中である。うつ病の治療を受けながら就業している。部下から「帰れ」等の暴言を度々受け、上司に相談したが対応してくれないということで申出があった。助言指導においてパワーハラスメントについては、部下が加害者になりうることで、社員教育の必要性を説明したところ、研修の実施と部下に課された過度の仕事の負担について見直しをはかることとなった。

○自己都合退職

申出人は、介護労働者であったが月に2日しか休日がなく退職を使用者に申出たところ長時間慰留され、欠勤におよんだ。自宅にまで使用者が来て説得されたため申出を行った。助言指導において、労働者の意思を尊重するよう説明したところ退職を了承するに至った。

○配置転換

申出人は、正社員で在職中である。勤務地の町外への転勤の内示があったが身体障害者の父親と小学生の子供がおり家庭生活との両立が困難であるため、理由を尋ねたところキャリアアップのためということであったが、納得がいかないため申出に至った。助言指導において、労働関係法令の説明をしたところ、使用者としては転勤先では夜勤がなく負担が軽くなると考えていたとのことだった。異動は撤回されることとなった。

2 あっせん申請受理・処理事案

○いじめ・嫌がらせ

申請人は、パート労働者として採用されたが、同僚との人間関係がうまくいかないことにより、異動の内示があった。パートであることや異動先の仕事について納得がいかないことを使用者に言ったところ暴言や高圧的な態度をとられたため申請に至った。あっせんの結果、使用者は雇入れの際、勤務地や仕事を限定していなかった、またパワーハラスメントの事実はないと主張したものの、解決金15万円を使用者側が支払うことにより、和解成立。

○解雇

申請人は、正社員であったが、能力不足の理由で解雇されたもの。使用者が労働者に求めたノルマが過大であることや賃金制度及び人事評価制度について説明がなく一方的であるため申請に至った。あっせんの結果、使用者は労働者のキャリアに基づいたノルマであることを主張したものの、解決金50万円を使用者側が支払うことにより、和解成立。

○退職勧奨

申請人は、使用者である。被申請人は正社員であるが、職務命令に応じないことや職場内の行動により同僚とトラブルが生じ、度々戒告処分を受け、さらには出勤停止処分を受けたものである。その際は、処分に納得せず数日は出勤してきたものの、その後、処分期間が終了しても欠勤が継続する事態となり申請に至った。あっせんの結果、労働者は自分の方がパワーハラスメントの被害者であると主張したが解決金11万円を使用者側が支払うことにより、労働者が退職に合意し和解成立。